

# 丹後国志樂莊研究の一こま

石川 登志雄

れば、地頭職の三分の一を分取り、その旨

を注進して來い。三分の一の地頭職については他人を補任する、

志樂莊の莊名が最初にでてくるのは『東寺百合文書』の平治元年（一一五九）閏五月付けの宝莊嚴院領莊園注文です。これによると志樂莊は長承元年（一一三二）に鳥羽上皇の御願寺として建立された宝莊嚴院を本家とし、平清盛を領家として米三百五十石と八丈絹五十疋を負担しています。絹を年貢とする莊園は尾張國・美濃國・上野國・下野國等の東国に多く、山陰道では丹波國・丹後國・但馬國などにあります。

鎌倉時代の史料は『吾妻鏡』建久六年（一九五）八月六日条です。それによると、丹後國志樂莊ならびに伊根保の領家方の雜掌から鎌倉幕府のもとに到来した解（げ）によれば、地頭の後藤左衛門尉基清が、莊園内で濫妨狼藉を致しているということである。事の子細を尋ね聞きそれが事実である。

この時の結果は、おそらく後藤基清の所領志樂莊と伊根保の三分一は没収されて他人に与えられたものと思われます。志樂莊がのちに春日部村・朝來村・河辺村の三か村に大きく分かれる前提が、この時の後藤基清の地頭職三分の一没収と何らかの関係があるのでないかと推測されますが確実なことは言えません。

この時の結果は、おそらく後藤基清の所領として成立していたことなどがわかります。正応元年（一二八八）に初めて作成された『丹後國諸莊園鄉保總田數帳』によれば、志樂莊全体の総田数は二〇〇町九段一八〇歩となっているのと、春日部村は過半数の田数を占めています。さらに、春日部村のなかには五四におよぶ「名田」（みょう）あるいは「名田」（みょうで

なお、平清盛の持っていた領家職はほかの人物（京都の寺社か貴族など）に与えられたようですが誰であるかは不明です。また、本家の宝莊嚴院については、承久三年（一二二一）四月一八日の火災で焼亡しており（『中右記』）、これ以降衰退してしまい、志樂莊に対する支配権も失われてしまったことでしょう。

平安末期・鎌倉時代の基本的な史料としていわゆる中央に残るものはこの二つですが、志樂莊から西大寺に提出された「春日部村絹代見米色々済物帳」（内題は「注進丹後國志樂莊春日部村御年貢所當絹并見米色々済物事」）によって、嘉禄三年（一二二七）に春日部村の検査が行われ、この時に決定された総田数一四町四段一五〇歩が、その後の春日部村の基本的な田数となつたこと、当時すでに志樂莊内に春日部村が独立所領として成立していたことなどがわかります。

正応四年十月四日 権大納言源朝臣（尊氏）  
（花押）  
正平七年（一二五二）後二月一三日付けの後村上天皇綸旨によって再び同様の内容が安堵されているが、ここでは「丹後國志樂莊内春日部村」となっています。翌月九日付けの新待賢門院令旨では「綸旨を下されるの上は、方々の妨げを止め、管領を全うすべし」とあって、この綸旨が先の後村上天皇のものを指しているのが分かります。

これに対し、朝來村については、「醍醐寺文書」のなかに、觀応元年（一二五〇）一二月二七日付けで、足利尊氏から醍醐寺に当たった次の寄進状があります。

（尊氏）  
（花押）  
正三位源朝臣（花押）  
春日部村事、就雜掌之鬱訴  
再應有其沙汰之處、三寶院前  
大僧正坊辭表訖、仍所返付  
寺家也、早任曆應寄付  
全本知行、弥可被祈天下之  
安全之狀如件

しかし、「峰相記」によれば、元弘元年（一二三一）三月五日に醍醐寺の諸堂が落雷のために焼けたとあり、「後醍醐院隱岐ヨリ還幸ノ時、安室郷ヲ寄付セラレ、將軍又丹後ノ國志樂ノ庄ヲ寄進セラル」とあって、後醍醐天

二、南北朝時代の志樂莊  
南北朝時代に入ると、春日部村・朝來村・河辺村の三か村に分かれた志樂莊のそれぞれの領主が判明します。  
まず、春日部村については、「西大寺文書」のなかに、暦応四年（一二三四）一〇月四日付けで、足利尊氏から西大寺に当たった次の寄進状があります。

寄付 西大寺

丹後國志樂莊 除醍醐寺并北禪  
院造當料所

右為當寺光明真言料所、

筑後國竹野新庄替、所寄  
付如件

（尊氏）  
（花押）  
正三位源朝臣（花押）  
春日部村事、就雜掌之鬱訴  
再應有其沙汰之處、三寶院前  
大僧正坊辭表訖、仍所返付  
寺家也、早任曆應寄付  
全本知行、弥可被祈天下之  
安全之狀如件

（尊氏）  
（花押）  
正三位源朝臣（花押）  
春日部村事、就雜掌之鬱訴  
再應有其沙汰之處、三寶院前  
大僧正坊辭表訖、仍所返付  
寺家也、早任曆應寄付  
全本知行、弥可被祈天下之  
安全之狀如件

表してしまった、よって西大寺の寺家に返付するというものです。なぜ、春日部村の支配をめぐって西大寺と醍醐寺とのあいだで争いがおこつたのでしょうか。その間の事情については直接証明する史料はありませんが、先の文書のなかに「仍所返付寺家也」という文言に注目して次のように考えられるかも知れません。

暦応四年（一三四一）、足利尊氏は醍醐寺ならびに北禅院領の部分を除いた志樂莊春日部村を西大寺に寄進し、正平七年（一三五二）には志樂莊河辺村を醍醐寺三宝院僧正に安堵しました。この間、觀応二年（一三五一）には、文面の上には村名まで記さず「志樂庄地頭職」とだけ書いて先例に任せて沙汰するよう醍醐寺三宝院御房に宛てています。醍醐寺としてはこれを志樂莊全体に対する安堵であると勘違いしたのかも知れません。いや、実際には尊氏は志樂莊のうちの春日部村を西大寺に寄進したことと忘却して志樂莊全体を醍醐寺に安堵してしまったのかも知れません（尊氏にはこのような事例がほかにもあります）。これに驚いた西大寺は公家に訴えて同年の後二月一三日にふたたび春日部村安堵の後村上天皇綸旨を受けたものでしょう。そのため文和三年（一三五四）に足利尊氏御判御

教書による西大寺への返付となつたものと思われます。

### おわりに

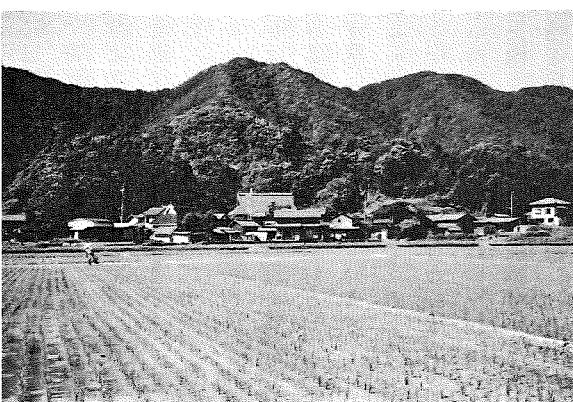
このように西大寺や醍醐寺に伝わる志樂莊関係文書は、莊園領主のいわば支配のための文書であるということが出来ます。ですから莊園の所有の証拠となる幕府や公家からの寄進状や安堵状、守護による半済賦課や伊勢神宮造営のための役夫工米賦課の免除を証明する文書、さらに莊園年貢を徴収するために必要な土地台帳（検地帳・済物帳）などが中心となります。また、春日部村・朝来村・河部村に対する領主権の内容はすべて地頭職でした。本家や領家は誰であったか不明です。いずれにしても鎌倉時代以降は有名無実となつていたことでしょう。

これに對して舞鶴には、梅垣西浦文書・金剛院文書・阿良須神社文書・堀口家文書などがありますが、文書の内容は売券・譲状を中心とするもので、西大寺や醍醐寺との関係を直接示すものはありません。春日部村政所の西浦氏は名田を単位とした年貢の徴収を西大寺に対して請け負い、怠りなく年貢を納入する限りにおいて、西浦氏や名主・百姓その他が莊園内において名田の売買・譲与・質入・

分割などを自由に行うことができました。このように西大寺文書や醍醐寺文書といつた莊園領主側の史料と舞鶴に残った梅垣西浦文書をはじめとする史料の基本的性格を押さえたうえで、これらの文書群を総合的に利用すれば、丹後国の莊園史研究は飛躍的に進むことでしょう。

〔本論文は、一九九〇年十二月七日舞鶴市鹿原金剛院における講演（テープ起し・高橋聰子）をもとに新たに執筆されたものである。〕

〔編集部〕



泉源寺公文付近

### はじめに

## 中世村落の復原 丹後国志樂莊春日部村 その一 志樂谷小字図をもとに

高橋聰子

今度この中世文書に取組むまでは、私の全く無縁であった当地域を知るために、「志樂谷小字図」を作成したところ、当時の地名が多く存続していることがわかり、莊園の構成単位である名のいくつかを不確かながら比定することが出来た。未だ研究の緒についたばかりで表題に程遠い内容ではあるが、地図により考察してみた研究の一端をここに報告し、ご教示をいただきたいと考える。（図3参照）

### 一、名の比定（図1）

志樂莊は大浦半島の大半を占める大きな莊園であったが、梅垣西浦文書がかかわるのは志樂谷に広がる春日部村である。青葉山松尾寺の麓より舞鶴湾へ西流する志樂川を中心に、吉坂・鹿原・安岡・田中・小倉・泉源寺・市場の集落が散在する志樂谷は、名刹金剛院・松尾寺を有し、吉坂がもと木津坂で若狭国木津莊へ向う坂ということで名付けられたといわれているように、往古より若狭への街道筋でもあった。西大寺領春日部村は、この志樂谷に浦（佐波賀・波佐久美・大丹生・瀬崎）を含んでいる。<sup>3</sup>

名は平安時代以降中世を通じて莊園・国衙領の構成単位である。農民が耕作地やその田籍に自分の名を冠して呼び、私有を強調するところから名田が生じたが、後に經營者が変つても最初の名主の名で呼ばれることが多い。名主が名田の年貢・夫役の負担責任者である。

南北朝時代の「西大寺済物帳」によれば、<sup>3</sup>「末守名（図2）

小倉地区小字西川に地元では「もりいけさん」と呼ぶ森清神社がある。山の麓に小さい